

建設系産業廃棄物の 適正処理について

大阪市環境局環境管理部環境管理課
産業廃棄物規制グループ

目次

- (1) 廃棄物の区分
- (2) 建設系廃棄物の適正処理
- (3) 処理に注意を要する産業廃棄物

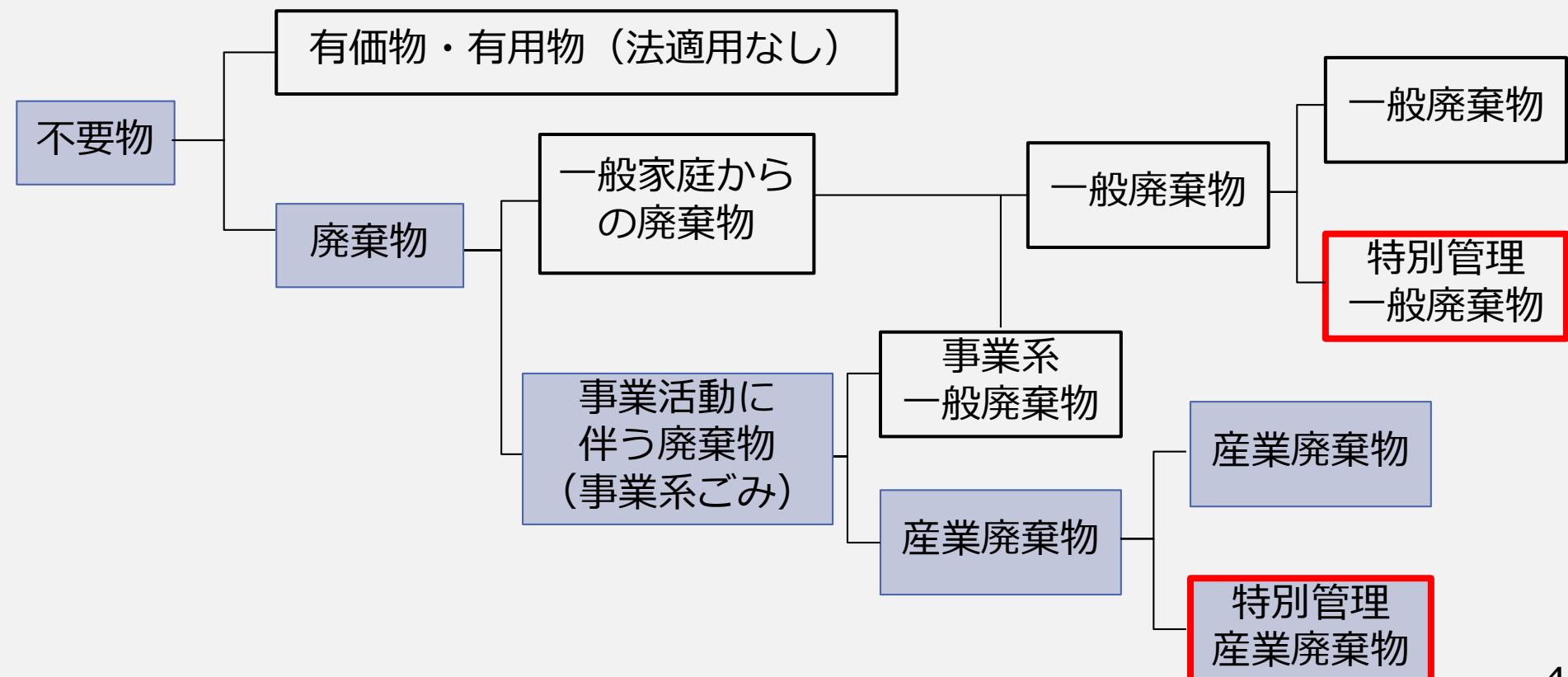
目次

- (1) 廃棄物の区分
- (2) 建設系廃棄物の適正処理
- (3) 処理に注意を要する産業廃棄物

廃棄物の区分

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～その他の汚染物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

※浚渫土、建設発生土は法の規制対象外 【廃棄物処理法第2条第1項】



産業廃棄物の種類

1	燃え殻	1 1	がれき類
2	汚泥	1 2	ばいじん
3	廃油	1 3	紙くず★
4	廃酸	1 4	木くず★
5	廃アルカリ	1 5	繊維くず★
6	廃プラスチック類	1 6	動植物性残さ★
7	ゴムくず	1 7	動物系固形不要物★
8	金属くず	1 8	動物のふん尿★
9	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1 9	ばいじん動物の死体★
10	鉱さい	2 0	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

□ 解体工事に伴い生ずる主な廃棄物

★業種の指定あり

処理に留意を要する産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物

石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

- ・ 石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・ 石綿スレート板（がれき類）

水銀使用製品産業廃棄物

水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったもの

- ・ 蛍光灯、水銀灯（金属くず、ガラスくず）

水銀含有ばいじん等

ばいじん、燃えがら、汚泥、鉱さいであって、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの

廃酸、廃アルカリであって、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの

特別管理産業廃棄物の種類

	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの；おおむね引火点70°C以下）
	廃酸	pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）
	廃アルカリ	pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）
	感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等
	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの
	廃油 (有機塩素系溶剤)	廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。）

目次

- (1) 廃棄物の区分
- (2) 建設系廃棄物の適正処理
- (3) 処理に注意を要する産業廃棄物

排出事業者の責務

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

【廃棄物処理法第3条第1項】

事業者は、事業活動に伴って生じた**廃棄物の処理責任を有している**



- ・処理そのものは、処理業者に委託して行うことは可能だが、その廃棄物の適正処理は、事業者が責任をもって管理をしなければならない

排出事業者の責務

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者を事業者とする

【廃棄物処理法第21条の3第1項】

建設廃棄物は**元請業者**に処理責任がある



発生した建設廃棄物は、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理（運搬・処分）を許可業者に委託しなければならない

下請業者が処理（運搬、一時保管、処分）を行うには、産業廃棄物処理業の許可が必要

産業廃棄物の保管

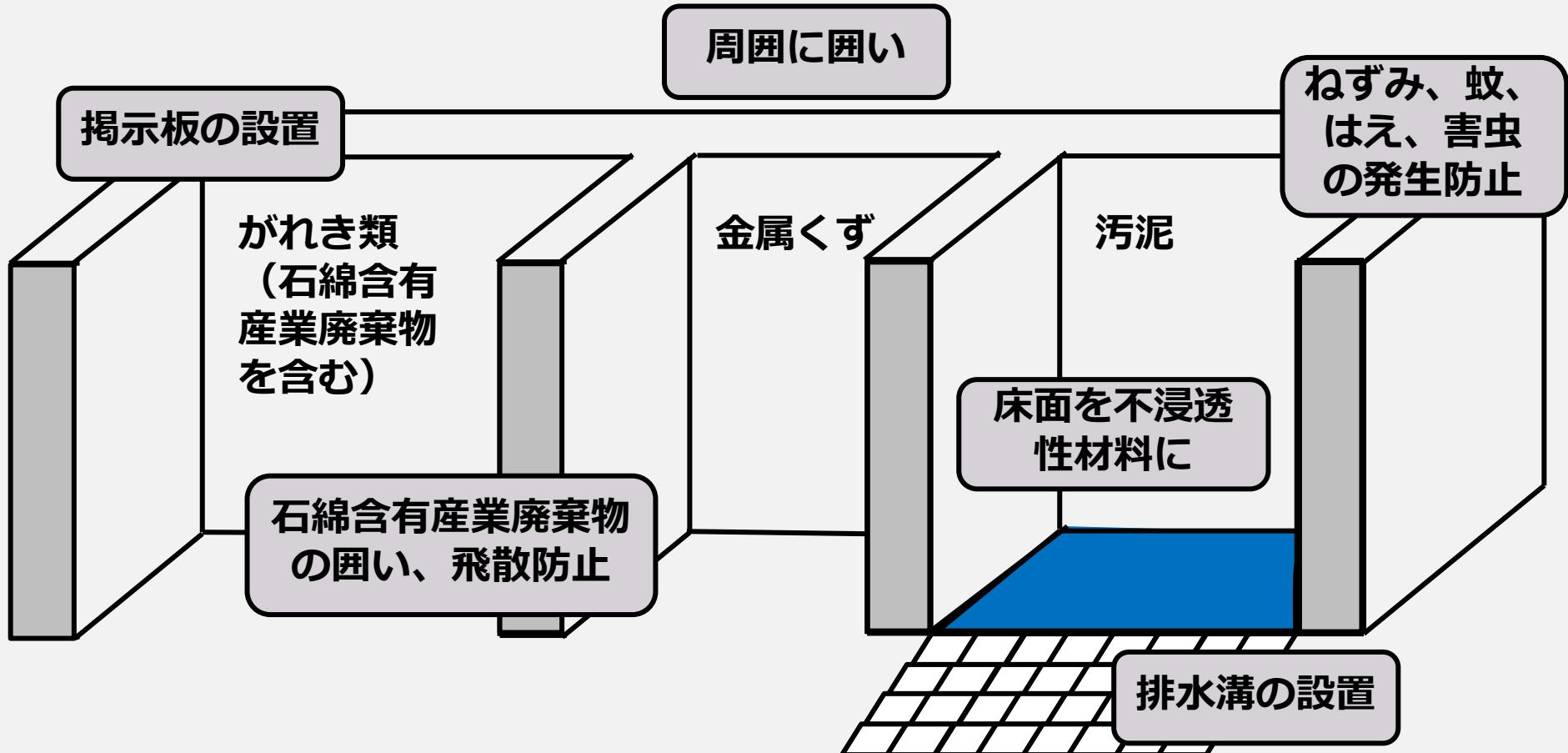
事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

【廃棄物処理法第12条第2項】



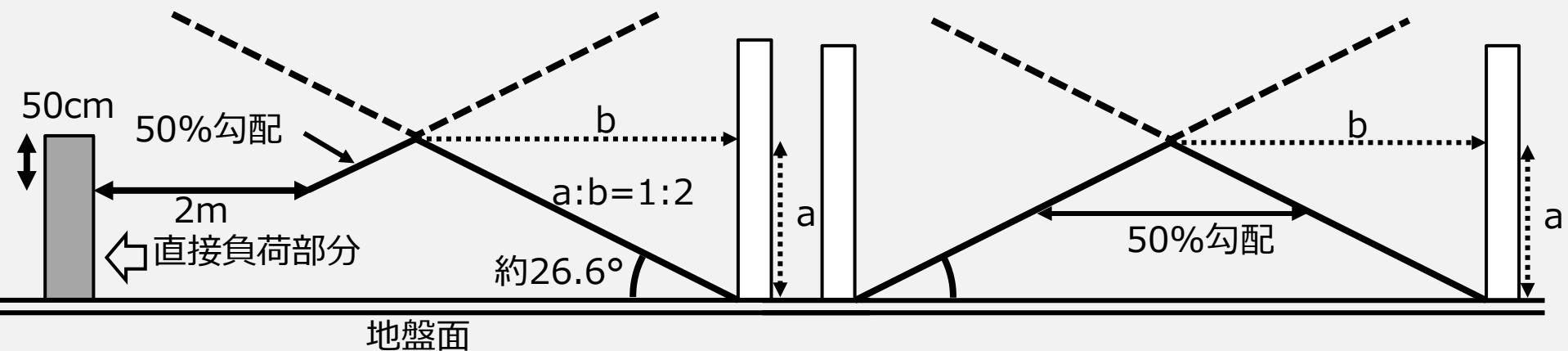
- 飛散、流出の防止措置をとる
- 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置をとる
- 悪臭、害虫の発生を防止する
- 周囲に囲いを設置
- 囲いの内側2mは、囲いの上端より50cm以上低くする
(囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合)
- 勾配50%以下の高さで保管する
- 廃棄物の保管場所である旨の掲示板を設置(縦横60cm以上)

産業廃棄物の保管 保管場所レイアウト



産業廃棄物の保管

最大保管高さ（屋外） 、掲示板



産業廃棄物保管場所	
名称及び代用者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎 大阪市〇〇区△△1-1-1 総務部 大阪花子 TEL 0 6-XXXX-XXXX
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、金属くず、汚泥、＊＊
最大保管高さ※	1. 8m

60 cm以上

60 cm以上

(※屋外で容器を用いずに保管する場合)

産業廃棄物の保管

元請業者が産業廃棄物を建設工事現場の外において自ら保管を行う場合は、原則事前（2週間前まで）に届出が必要

保管場所の面積等	法に基づく 届出	条例に基づく 届出
保管の用に供される場所の面積が <u>300m²以上</u>	必要	—
保管を行う事業場の敷地等の面積が <u>200m²以上</u> で あり、保管の用に供される場所の面積が <u>300m²未 満</u>	—	必要
保管を行う事業場の敷地等の面積が <u>200m²未満</u>	—	—



産業廃棄物の保管 変更、廃止届

廃棄物処理法による変更、廃止届

違反の内容	違反の内容	罰則
変更届	届出内容に変更があった場合 (氏名、住所、保管場所に関する事項)	前日まで
廃止届	保管場所としての届出を行っていたが、保管をやめた場合	廃止のあった日から30日以内

市条例による変更、廃止届

違反の内容	違反の内容	罰則
変更届	届出内容に変更があった場合 (氏名、住所、保管計画に関する事項)	変更のあった日から10日後まで (保管計画の変更の場合は2週間前まで)
廃止届	保管場所としての届出を行っていたが、保管をやめた場合	廃止のあった日から10日後まで

産業廃棄物の保管 罰則

廃棄物処理法による罰則

違反の内容	違反の内容	罰則
事業場外保管 届出違反	排出事業者が届出をせず又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
非常災害時 事業場外保管 届出義務違反	事業廃棄者が、届出をせず、又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	20万円以下の過料

市条例による罰則

違反内容	違反の内容	罰則
事業場外保管 届出義務違反	排出事業者が届出をせず又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	20万円以下の罰金
事業場外保管 変更届出 義務違反	事業廃棄者が、変更届出をせず又は虚偽の変更届出をしたとき	

産業廃棄物の自社運搬

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならない

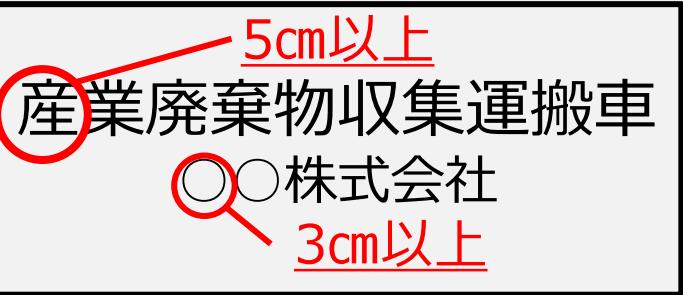
【廃棄物処理法第12条第1項】



- ・飛散、流出しないようすること
- ・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようすること
- ・車両に表示をすること
- ・廃棄物の運搬に関する書面を携帯すること

など

産業廃棄物の自社運搬



車両の表示について

- ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・ 排出事業者名

注意点

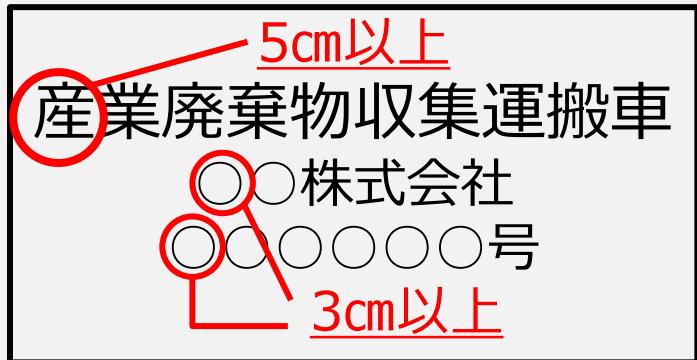
- ・ 見やすいこと
- ・ 鮮明であること
- ・ 両側面に表示
- ・ 識別のしやすい色の文字

書類の携帯義務について

- ・ 氏名、名称、住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(書類の保管については特段規定なし)

産業廃棄物収集運搬業許可業者の運搬



車両の表示について

- ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・ 業者名
- ・ 許可番号

注意点

- ・ 見やすいこと
- ・ 鮮明であること
- ・ 両側面に表示
- ・ 識別のしやすい色の文字

書類の携帯義務について

- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

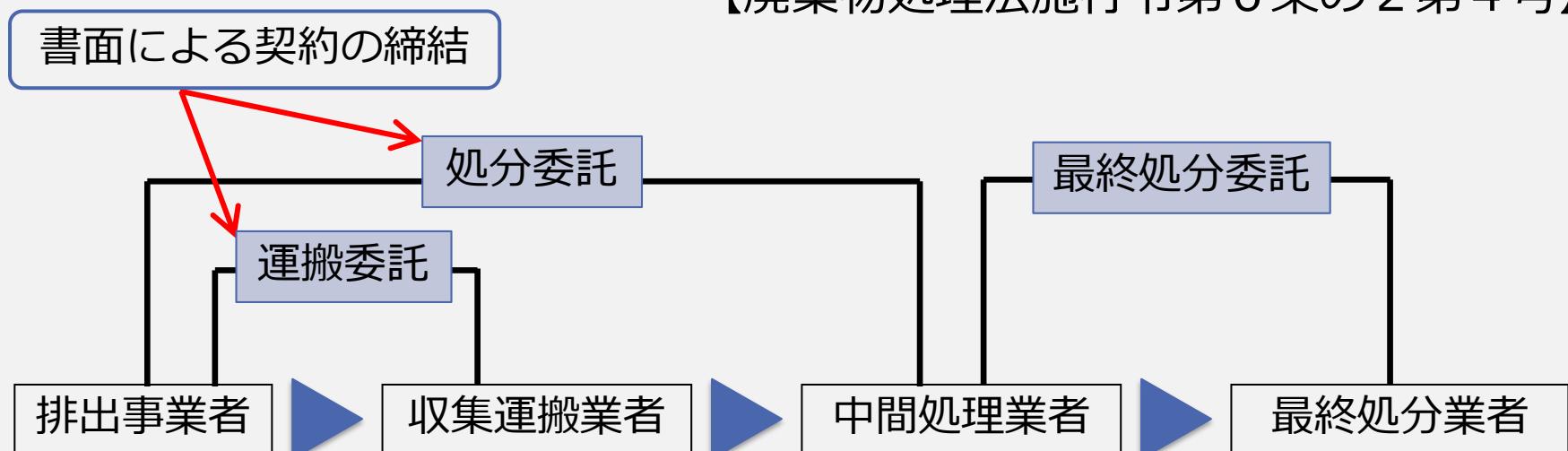
電子マニフェストの場合は電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類、数量等を記載した書面又はこれらの電子情報（受け渡し確認票など）

- ・ 産業廃棄物収取運搬業許可証の写し

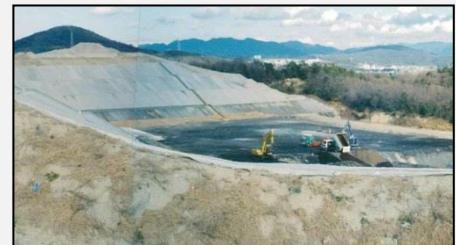
産業廃棄物処理の委託契約

事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、「収集運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければならない。

(廃棄物処理法施行令第6条の2第4号)



(廃棄物の流れ)



産業廃棄物処理の委託契約

契約書に記載すべき事項① 【施行令第6条の2】

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の委託契約には運搬先（処分施設所在地）
- ③ 処分の委託契約には処分施設所在地、処理方法、処理施設の処理能力及び中間処理後の産業廃棄物の最終処分に関する事項（場所、方法、能力）
- ④ 委託契約の有効期間
- ⑤ 委託者が受託者に支払う料金（処理料金）
- ⑥ 処理業者の事業の範囲
- ⑦ 積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、積替え場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限

産業廃棄物処理の委託契約

契約書に記載すべき事項② 【施行令第6条の2】

- ⑧ 安定型産業廃棄物の積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、当該産業廃棄物の混合を認めるか否かの事項
- ⑨ 委託する産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報
 - ・ 性状及び荷姿に関する事項
 - ・ 腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - ・ 他の産業廃棄物との混合した場合の支障等
 - ・ その他処理する際の注意事項
- ⑩ 上記の内容に変更があった場合の情報伝達方法
- ⑪ 受託業務(運搬又は処分) 終了時の報告に関する事項
- ⑫ 契約解除時の産業廃棄物の取扱いに関する事項

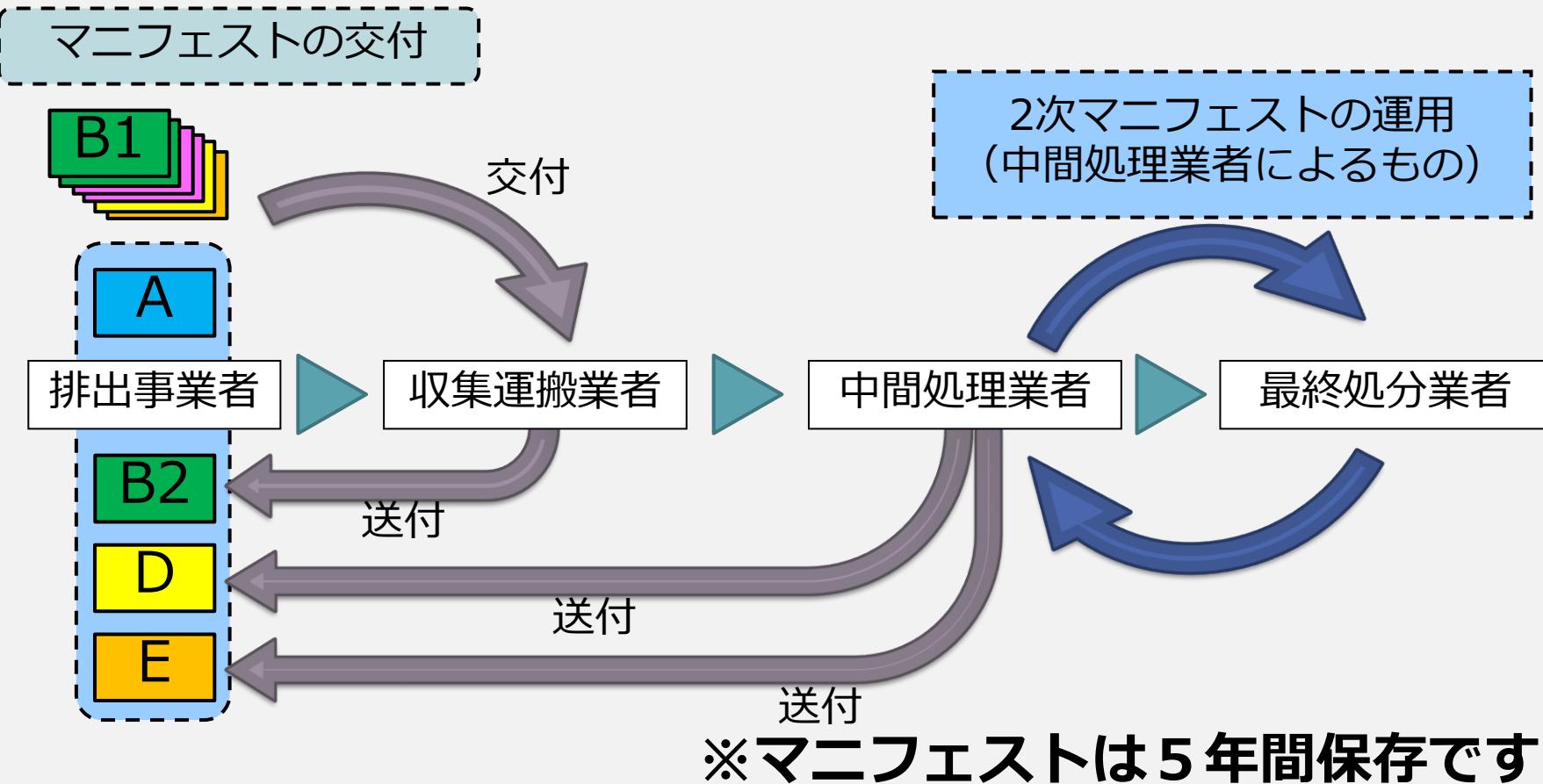
※契約書添付書類【規則 第8条の4】

産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可証の写し

マニフェストの交付

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

(廃棄物処理法第12条の3第1項)



電子マニフェスト



電子マニフェストの利用には、
**排出事業者、收集運搬業者、
処分業者**の3者の加入が条件

- 運搬・処分終了の通知
- 報告期限切れ情報の通知
- マニフェスト情報の保存・管理



電子情報の送受信

廃棄物処理法第13条の2に基づき
環境大臣が全国で1つ指定

情報処理センター

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHPより

大阪市発注工事において令和4年度から
電子マニフェストの使用が**義務化**

電子マニフェスト 主なメリット

事務処理の効率化（事務負担の軽減）

- ・ 紙マニフェストの保存が不要
- ・ 照合作業（廃棄物の処理状況の確認）が容易
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の必要なし！

法令遵守（コンプライアンス）

- ・ 入力漏れ防止機能
- ・ 処理期限の通知機能

データの透明性（偽造防止等の効果）

- ・ 排出、収集運搬、処分の3者が閲覧可能
- ・ 1者が勝手に修正・取消できない

多量排出事業者制度

多量排出事業者 【法第12条第9項】

前年度の産業廃棄物の発生量が**1000 t**以上

(特別管理産業廃棄物を除く)

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50 t**以上



(特別管理) 産業廃棄物処理計画書

(特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
の提出が必要

毎年度6月30日まで

多量排出事業者の判断の例

産業廃棄物発生量 (t)

	大阪市内	大阪市外	合計
①	1500	2500	4000
②	2000	500	2500
③	800	800	1600

- ① 多量排出事業者 他の行政庁でも該当する可能性有
- ② 多量排出事業者
- ③ 多量排出事業者に該当しない

計画書・報告書の提出時期 毎年度6月30日まで

前年度	当該年度	翌年度	翌々年度
1000t/年以上	1000t/年以上 ◆計画書	1000t/年以上 ◆計画書 ■報告書	1000t/年以上 ◆計画書 ■報告書
1000t/年以上	1000t/年以上 ◆計画書	1000t/年末満 ◆計画書 ■報告書	1000t/年末満 ■報告書
1000t/年末満	1000t/年以上	1000t/年末満 ◆計画書	1000t/年末満 ■報告書

計画書提出の翌年度に報告書提出

※特管の場合は50t

参考 多量排出事業者制度

大阪市HP「産業廃棄物多量排出事業者制度について」

様式、記入例、提出方法はこちら



産業廃棄物の多量排出事業者制度の手引き

(建設業者向け)

令和5年度に届出のあった多量排出事業者数

全体 287社

建設業者 168社



行政処分

1. 改善命令（法第19条の3）

処理又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った場合

⇒ ◇当該処理を行った者

2. 措置命令（法第19条の5）

産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合

⇒ ◇当該処分を行った者 ◇委託基準に違反して委託した者 ◇マニフェスト制度に違反した者 ◇処分を行った者に当該処分を要求等した者

3. 措置命令（法第19条の6）

2の対象となる事案であって、処分者の資力等からみて、支障の除去等の措置が十分にできない場合に、排出事業者が適正な対価を負担していないとき、及び不適正処理が行われることを知り又は知ることができたとき等

⇒ ◇当該産業廃棄物の排出事業者等

4. 行政代執行（法第19条の8）

知事（市長）は行政代執行に要した費用について、負担させることができる

⇒ ◇当該処分を行った者 ◇委託基準に違反して委託した者 ◇マニフェスト制度に違反した者 ◇処分を行った者に当該処分を要求等した者 ◇③の対象となる産業廃棄物の排出事業者等

主な罰則

○ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科（法第25条）

- ・ 法第12条第5項等に定める委託基準違反 （無許可業者に委託した場合）
- ・ 法第19条の5及び19条の6の措置命令違反
- ・ 法第16条不法投棄、法第16条の2違法な焼却 （法人には3億円以下の罰金）

○ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科（法第26条）

- ・ 法第12条第6項等に定める委託基準違反 （委託基準に従わずに委託した場合）
- ・ 法第19条の3の改善命令違反

○ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）

- ・ マニフェストを交付せず、規定された事項を記載せず若しくは 虚偽の記載をして交付した者
- ・ マニフェストを保存しなかった者

目次

- (1) 廃棄物の区分
- (2) 建設系廃棄物の適正処理
- (3) 処理に注意を要する産業廃棄物

廃石綿等

【廃棄物処理法施行規則第1条の2第9項】

吹付け石綿を除去したもの

次の石綿を含む保溫材、耐火被覆材等を除去したもの

- ・ 石綿保溫材
- ・ けいそう土保溫材
- ・ パーライト保溫材
- ・ 人の接触、気流及び振動等により上記のものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保溫材、断熱材及び耐火被覆材
(概ね比重0.5以下の石綿含有保溫材)

上記のものを除去する際に用いられたプラスチックシート、防じんマスク等の廃棄されたもので、石綿の付着しているおそれのあるもの

廃石綿等の処理基準【廃棄物処理法施行令第6条の5第1項】

- ・梱包する等の飛散防止措置をとること
- ・他の廃棄物と区分して収集、運搬、保管を行うこと
- ・廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと
- ・溶融、無害化処理による処分もしくは（管理型）埋立処分をすること

※埋立処分を行う場合、あらかじめ固形化、薬剤による安定化後、耐水性の材料で二重梱包が必要です。



耐火被覆用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（S造の柱・梁等）



断熱用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール
(折版屋根裏、デッキプレート床裏、階段裏・庇裏等)

建設副産物リサイクル広報
推進会議パンフレットより

石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改装又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）
【廃棄物処理法施行規則第7条の2の3】



石綿スレート（屋根・外壁）



石綿含有ビニール床タイル（床）

石綿含有産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物ではありませんが、処理に注意が必要

- ・飛散防止措置をとること
- ・整然と積み重ねる（荷重による、変形又は破断の防止）
- ・シート掛け、こん包等
- ・他の廃棄物と区分して収集、運搬、保管を行うこと
- ・溶融、無害化処理による処分もしくは埋立処分

※現場における破碎は原則禁止

石綿含有産業廃棄物

石綿含有建材の種類	留意事項
石綿含有成形板等 (スレート、サイディング等)	廃棄物となったものは、法に定める基準等に基づき適正に処理すること。
石綿含有けい酸カルシウム板 第1種	比較的飛散性が高い恐れのあるものとして取扱いに留意すること。
	石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものと同様の取扱いとすること。
石綿含有仕上塗材	石綿含有成形板と比較し、より飛散性が高い恐れのあるものとして取扱いに留意すること。
除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材	石綿含有廃棄物の中でも比較的飛散性が高いと考えられることに留意すること。

石綿含有産業廃棄物

石綿含有建材の種類	留意事項
石綿含有けい酸カルシウム板 第1種	切断・破碎されて廃棄物になったものは、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包すること
石綿含有仕上塗材 石綿含有下地調整塗材 ※粉状、汚泥状	確実なこん包（2重こん包等）を行うこと ※こん包前に固型化、安定化等の措置が望ましい
除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材	フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包すること

PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサー等幅広い用途に使用

昭和29年 国内生産開始

昭和43年 力ネミ油症事件発生 PCB毒性社会問題化

昭和47年 製造中止、適正保管義務

平成13年 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」公布施行



高圧コンデンサー 低圧コンデンサー

高圧トランス

安定器

PCB廃棄物

何人も、PCB廃棄物を譲渡し、又は譲受けてはならない
【PCB特措法第17条】

PCB廃棄物は所有者（保管者）に処理責任があります。工事業者が代わりに処理することはできません。



これに違反すると3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、等の罰則があります。

PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物

近畿工エリアでは2021年（令和3年）3月31日までが処分期間

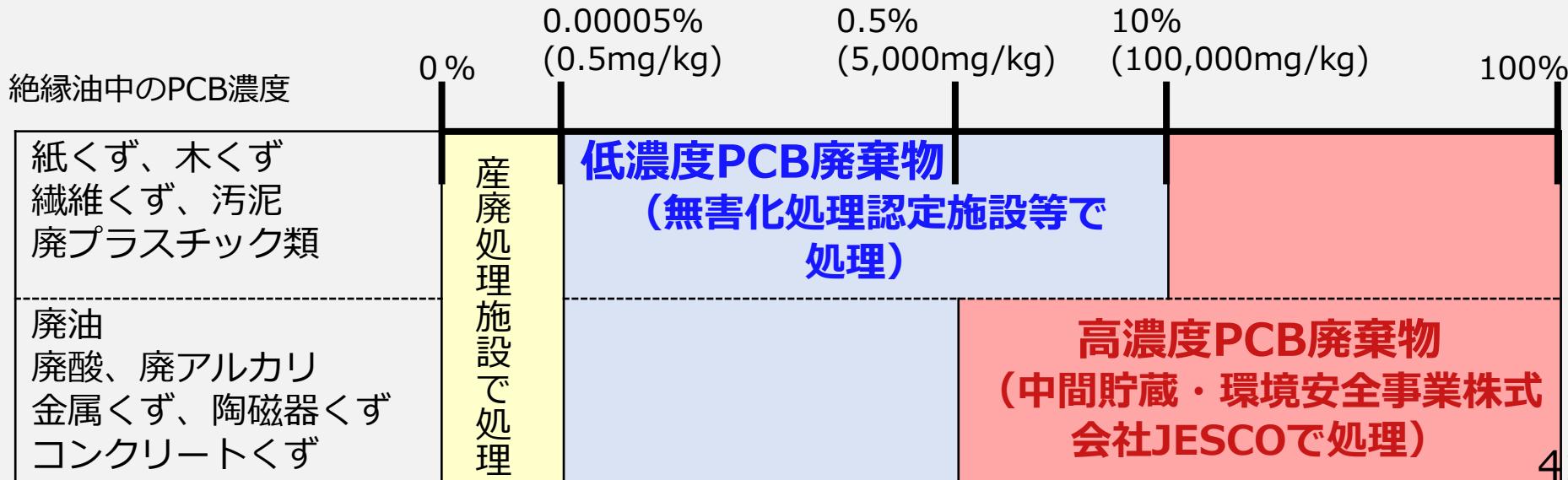
2023年度（令和5年度）でJESCOにおける処理が終了
(既に受付終了)

未処理のものが見つかった時は至急ご連絡をお願いします

低濃度PCB廃棄物

2027年（令和9年）3月31日までに無害化処理認定施設等※で処分

※環境省HPに掲載



低濃度PCB該当性判断方法（判断フロー）

変圧器等の絶縁油交換が可能な機器

製造年を確認

平成5年(1993年)
以前か

はい

PCB濃度を測定

0.5mg/kgを
超えているか

はい

低濃度PCB廃棄物

いいえ

絶縁油の入替・
継ぎ足しがされ
ているか

はい

いいえ

コンデンサー等の
絶縁油封じ切り機器

製造年を確認

平成2年(1990年)
以前か

はい

PCB濃度を測定

0.5mg/kgを
超えているか

はい

低濃度PCB廃棄物

いいえ

通常の産業廃棄物

いいえ

参考資料

- PCB廃棄物の適正処理について



- 建設工事等における産業廃棄物の処理について



- 建設工事から生ずる産業廃棄物のよくあるご質問
(FAQ)【大阪府】



- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）
【環境省】



問い合わせ先

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

住所：大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 – 5 – 1
あべのルシアス 13階

電話：06-6630-3284

今後とも本市廃棄物行政へのご協力を
よろしくお願いします。